

(仮) 契 約 書



- 1. 件名 公共施設照明LED化業務委託
- 2. 履行期間 契約締結日～令和13年3月31日
- 3. 履行場所 市長が指示する場所
- 4. 契約金額 ○, ○○○, ○○○円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○, ○○○円)
- 5. 支払方法 ○○○○○○○○○○○○○○
- 6. 契約保証金 松山市契約規則第42条第○号の規定により免除するものとする。

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

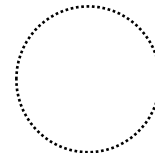
本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

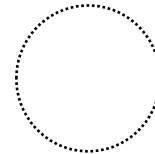
委託者 松山市二番町四丁目7番地2
松山市長 野志 克仁



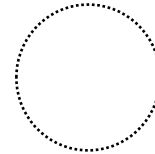
受託者
(代表者) 松山市○○○丁目○番地○
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○○



(構成員) 松山市○○○丁目○番地○
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○○



(構成員) 松山市○○○丁目○番地○
株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○○



この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得たときに、本契約としての効力を生ずるものとする。

公共施設照明LED化業務委託(債務負担行為)

【契約約款(案)】

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別冊の図面、仕様書、募集要領及びこれらの図書に係る質問回答書並びに委託者に提出した企画提案書をいう。以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 4 受託者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 11 受託者がグループ又は複数の企業の共同体(以下「グループ等」という。)を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為をグループ等の代表企業に対して行うものとし、委託者が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該グループ等の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、別に定めるものを除き、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
 - 4 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(関連業務等の調整)

第3条 委託者は、受託者の履行する業務及び委託者の発注に係る第三者の履行する他の業務又は工事が履行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その履行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、当該第三者が行う業務又は工事の円滑な履行に協力しなければならない。

(業務概要書の提出)

第4条 受託者は、この契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて業務概要書を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務概要書を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務概要書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務概要書は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生じる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講じることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第6条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受託者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

- 第7条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受託者は、委託者の承諾なく、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第8条 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を直ちに委託者に通知しなければならない。ただし、委託者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせたときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

- 第9条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第10条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の業務責任者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び仕様書等の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

- (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務責任者との協議
- (4) 業務の進捗の確認, 仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 委託者は, 2名以上の監督員を置き, 前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を, 監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を, 受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は, 原則として, 書面により行わなければならない。
- 5 第1項の規定により, 委託者が監督員を置いたときは, この約款に定める指示等は, 仕様書等に定めるものを除き, 監督員を経由して行うものとする。この場合においては, 監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

- 第11条 受託者は, 業務の履行上の管理を行う業務責任者を定め, その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも, 同様とする。
- 2 業務責任者は, この契約の履行に関し, 業務の管理及び統轄を行うほか, 業務委託料の変更, 履行期間の変更, 業務委託料の請求及び受領, 第13条第1項の請求の受理, 同条第2項の決定及び通知, 同条第3項の請求, 同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き, この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受託者は, 前項の規定にかかわらず, 自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは, あらかじめ, 当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(監理技術者)

- 第12条 受託者は, 監理技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項に規定する監理技術者をいい, 同条第3項の工事の場合は, 専任の者とする。以下同じ。)を定めて履行場所に設置し, 仕様書等に定めるところにより, その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。監理技術者を変更したときも, 同様とする。
- 2 監理技術者は, この業務の履行に関し, 履行現場の運営, 取締りを行う。
 - 3 監理技術者は, 委託者が認めた場合には, 当該履行現場以外の他の履行現場の監理技術者を兼務することができる。

(業務責任者等に対する措置請求)

- 第13条 委託者は, 業務責任者, 受託者の使用人又は第8条第2項の規定により受託者から業務を委任され, 若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは, 受託者に対して, その理由を明示した書面により, 必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受託者は, 前項の規定による請求があつたときは, 当該請求に係る事項について決定し, その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
 - 3 受託者は, 監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは, 委託者に対して, その理由を明示した書面により, 必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 委託者は, 前項の規定による請求があつたときは, 当該請求に係る事項について決定し, その結果の請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第14条 受託者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(業務資材の品質及び検査等)

第15条 業務資材の品質については、仕様書等に定めるところによる。仕様書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受託者は、仕様書等において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された業務資材については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 監督員は、受託者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受託者は、履行場所内に搬入した業務資材を監督員の承諾を受けずに履行場所外に搬出してはならない。
- 5 受託者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された業務資材については、当該決定を受けた日から7日以内に履行場所外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び業務記録の整備等)

第16条 受託者は、仕様書等において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された業務資材については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受託者は、仕様書等において監督員の立会いの上実施するものと指定された業務については、当該立会いを受けて実施しなければならない。
- 3 受託者は、前2項に規定するほか、委託者が特に必要があると認めて仕様書等において見本又は写真等の記録を整備すべきものと指定した業務資材の調査又は業務の実施をするときは、仕様書等に定めるところにより、当該見本又は写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受託者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受託者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受託者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、業務資材を調査して使用し、又は業務を実施することができる。この場合において、受託者は、当該業務資材の調査又は当該業務の実施を適切に行ったことを証する見本又は写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは写真等の記録の整備に直接要する費用は、受託者の負担とする。

(貸与品等)

第17条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、委託者と受託者とが協議して定める。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第18条 受託者は、業務の内容が仕様書等又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受託者が第15条第2項本文又は第16条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、業務の履行部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、監督員は、業務の履行部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受託者に通知して、業務の履行部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。

(条件変更等)

第19条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 函面、仕様書、募集要領及びこれらの図書に係る質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要がある

と認められるときは、次に掲げるところにより、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、仕様書を訂正する必要があるものについては、委託者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、仕様書を変更する場合で成果物の変更を伴うものについては、委託者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、仕様書を変更する場合で成果物の変更を伴わないものについては、委託者と受託者とが協議して委託者が行う。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第20条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示(以下この条及び第22条において「仕様書等」という。)の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第21条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受託者の責めに帰すことができないものにより成果物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が業務を履行できないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受託者の提案)

第22条 受託者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第22条の2 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労

働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第23条 受託者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連業務等の調整への協力その他受託者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第24条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第25条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日(第23条に規定する場合にあっては委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条に規定する場合にあっては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第26条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

4 変更後の業務委託料(消費税及び地方消費税の額を除く。)に1,000円未満の端数を生じたときは、原則としてこれを切り捨てるものとする。

(臨機の措置)

第27条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ監督員

の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者が負担する。

(一般的損害)

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書等に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 3 前2項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 成果物の引渡し前に、天災等(仕様書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、成果物等に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(成果物等であつて第15条第2項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することのできるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条にお

いて「損害合計額」という。)のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、委託者が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 成果物に関する損害 損害を受けた成果物に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 資材等に関する損害 損害を受けた資材等で通常妥当と認められるものに相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える仕様書等の変更)

- 第31条 委託者は、第9条、第18条から第22条まで、第23条、第24条、第27条、第28条、前条、第34条、第41条又は第43条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第32条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に必要に応じて受託者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、成果物を最小限度破壊して検査することができる。
 - 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
 - 4 委託者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

- 5 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(業務委託料の支払)

- 第33条 受託者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用する場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に業務委託料を支払わなければならない。
 - 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第34条 委託者は、第32条第4項若しくは第5項又は第38条第1項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前払金)

- 第35条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下この条及び次条において「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の4以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講じることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 委託者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 受託者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の2以内の中間前払金の支払を委託者に請求することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
 - 5 受託者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、委託者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、委託者は、受託者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受託者に通知しなければならない。

- 6 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条第1項までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 9 委託者は、受託者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の返還期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第36条 受託者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。
- 2 受託者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。
 - 3 受託者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講じることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合は、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受託者は、前払金をこの業務の履行に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分引渡し)

第38条 成果物について、委託者が仕様書等において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下この条において「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、部分引渡しに係る業務委託料の請求は、履行期間中1回を超えることができず、債務

負担行為及び継続費(以下「債務負担行為等」という。)で複数年度にわたる場合は各会計年度中1回を超えることができないものとする。

- 2 部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の指定部分に係る業務委託料は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、前項において準用する第32条第2項の規定による検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

部分引渡しに係る業務委託料 ≤ 指定部分に相応する業務委託料 − 前払金及び中間前払金の額

(債務負担行為等に係る契約の特則)

- 第39条 債務負担行為等に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額(以下この条において「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円

- 3 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前払金の特則)

- 第40条 債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前払金については、第35条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額」とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下この条において「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が仕様書等に定められているときには、同項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度末までに既に完了した部分(以下「既履行部分」という。)に相応する業務委託料が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の改定)

第41条 委託者又は受託者は、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の改定を請求することができる。

2 業務委託料改定実施の有無を含め委託料の改定について、委託者及び受託者は、契約締結の日から12月経過後以降、業務の残履行期間が2か月未満となるまでの間に、協議を行うものとする。

3 業務委託料の改定の算定に用いる指標は、「建設物価(一般財団法人建設物価調査会)建設資材物価指数統計表 都市別指数(高松)」の「建設総合中分類別指数」の「電気機械(産業用電気機器)」を基本とし、契約締結の日及び協議開始日の属する月の確報値とする。

4 業務委託料改定の算定は、協議開始日の属する月の確報値が公表された時点で行うものとする。

5 業務委託料改定の額は次の計算式により算定する。改定後の業務委託料(消費税及び地方消費税の額を除く。)に1,000円未満の端数が生じた場合は、原則としてこれを切り捨てるものとする。

(1) 協議開始日の属する月の指標値 > 契約締結日の属する月の指標値の場合

業務委託料改定の額 = 業務委託料から既履行部分の額を控除した額 × (協議開始日の属する月の指標値 / 契約締結日の属する月の指標値 - 1) - 業務委託料から既履行部分の額を控除した額 × 1000分の15

(2) 協議開始日の属する月の指標値 < 契約締結日の属する月の指標値の場合

業務委託料改定の額 = 業務委託料から既履行部分の額を控除した額 × (協議開始日の属する月の指標値 / 契約締結日の属する月の指標値 - 1) + 業務委託料から既履行部分の額を控除した額 × 1000分の15

(3) 協議開始日の属する月の指標値 / 契約締結日の属する月の指標値 - 1の絶対値が1000分の15以下の場合、業務委託料の改定を行わない。

6 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の改定を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料改定の基準とした日」とするものとする。

7 特別な要因により履行期間内に主要な業務資材の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不相当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定によるほか、業務委託料の改定を請求することができる。

8 前項の場合において、業務委託料の改定額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

9 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第7項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(第三者による代理受領)

第42条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出

する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

- 第43条 受託者は、委託者が第35条又は第38条において読み替えて準用する第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受託者はその理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第44条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

- 第45条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条及び第47条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による契約の解除をしたことにより、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

- 第46条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 第11条及び第12条に掲げる者を配置しなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項の規定による契約の解除をしたことにより、受託者に損害が生じても、委託者はその責めを負わないものとする。

(委託者の催告によらない解除権)

第47条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(松山市暴力団排除条例(平成22年条例第32号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第49条及び第50条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設関連業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、その者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (11) 受託者(ウ及びエに掲げる場合において、受託者が法人であるときはその役員及び使用人を、個人であるときはその者及び使用人を含む。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。
- ア 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会から、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
 - エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を委託者の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)
 - オ その他入札談合行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定に基づきこの契約を解除したことにより受託者に損害が生じても、委託者はその責めを負わないものとする。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第49条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第50条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により仕様書等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したと

き。

- (2) 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第51条 第49条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第52条 委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料を受託者に支払わなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、既履行部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額を同項前段の既履行部分に相応する業務委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受託者は、解除が第46条若しくは第47条の規定によるとき又は次条第3項に規定する者によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該支払の日時点における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条、第49条又は第50条の規定によるときにあつてはその余剰額を委託者に返還しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、第1項の既履行部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は既履行部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、履行場所に受託者が所有又は管理する物件等(下請負人が所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受託者は、当該物件等を撤去するとともに履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、又は履行場所の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、

この契約の解除が第46条若しくは第47条の規定による時又は次条第3項に規定する者による時は委託者が定め、第45条、第49条又は第50条の規定による時は、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

- 9 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(委託者の損害賠償請求等)

第53条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第46条又は第47条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第46条及び第47条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間を徒過した日時点における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第47条第1項第8号、第10号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受託者の損害賠償請求等)

第54条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害

の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第49条又は第50条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、同項の支払期限の翌日時点における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第55条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第32条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、委託者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受託者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等することができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予約)

第56条 受託者は、第47条第1項第11号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第47条第1項第11号ア及びイに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、委託者が特に必要と認めるとき。
- 2 この契約に関し、第47条第1項第11号ウに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、前項に規定する業務委託料の10分の2に相当する額のほか、業務委託料の10分の1に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第47条第1項第11号イに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第47条第1項第11号ウに規定する刑に係る確定判決において、受託者(法人にあってはその役員及び使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 前2項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散されているときは、第1条第11項の規定にかかわらず、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を委託者に支払わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、委託者に生じた実際の損害額がそれぞれ第1項又は第2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(保険)

第57条 受託者は、仕様書等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第58条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ、前項の相殺をした日の翌日時点における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第59条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準じるものでなければならない。

(契約外の事項)

第60条 この約款に定めのない事項については、松山市契約規則(平成20年規則第11号)及び松山市財務会計規則(昭和39年規則第11号)によるものとし、これらの規則に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。